

車も自転車も 飲酒運転は ダメ!



お酒を飲んだら乗らない、乗らせない。



運転手を
決めましょう



運転代行を
利用しましょう



年末の交通安全県民運動 12/1日~12/10日

運動重点

- 歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底



飲酒運転 四(し)ない 運動を徹底しよう！

運転者は

- ◆運転するなら酒を飲まない。
- ◆酒を飲んだら運転しない。

家庭・地域では

- ◆運転する人に酒をすすめない。
- ◆酒を飲んだ人に運転させない。



「ハンドル
キーパー運動」
推進中！



ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車を運転して仲間などを送り届ける運動です。

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の 罰則が強化されました！

ながら
スマホ

酒気帯び
運転

自転車の運転中における 携帯電話使用等について



主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転等 について



運転者、車両提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

同乗者、酒類提供者

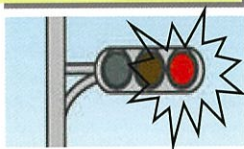
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は、
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

～危険行為をくり返す自転車運転者が対象～

信号無視



指定場所
一時不停止



酒酔い
酒気帯び



安全運転義務違反
ながらスマホ運転



等

※講習の対象となる危険行為：信号無視や一時不停止、酒酔いや酒気帯び、安全運転義務違反、ながらスマホ運転 など

自転車運転
者講習制度
の流れ

自転車運転者が
危険行為をくり返す
★3年以内に
2回以上

公安委員会が
自転車運転者に
講習を受けるよ
うに命令

講習の受講
(3時間)
講習手数料
6,000円